

# テンパス

2016年（平成28年）57号



大阪府史跡熊野街道半田一里塚と道しるべ (2)



中央小学校の近くにある道しるべ (4)

## も く じ

熊野街道沿いの道しるべ

古文書をひも解く

古文書講座 - 市内にのこる身近な古文書 -

市内の古文書調査から



粉河街道との合流地点にある道しるべ (9)

# 熊野街道沿いの道しるべ

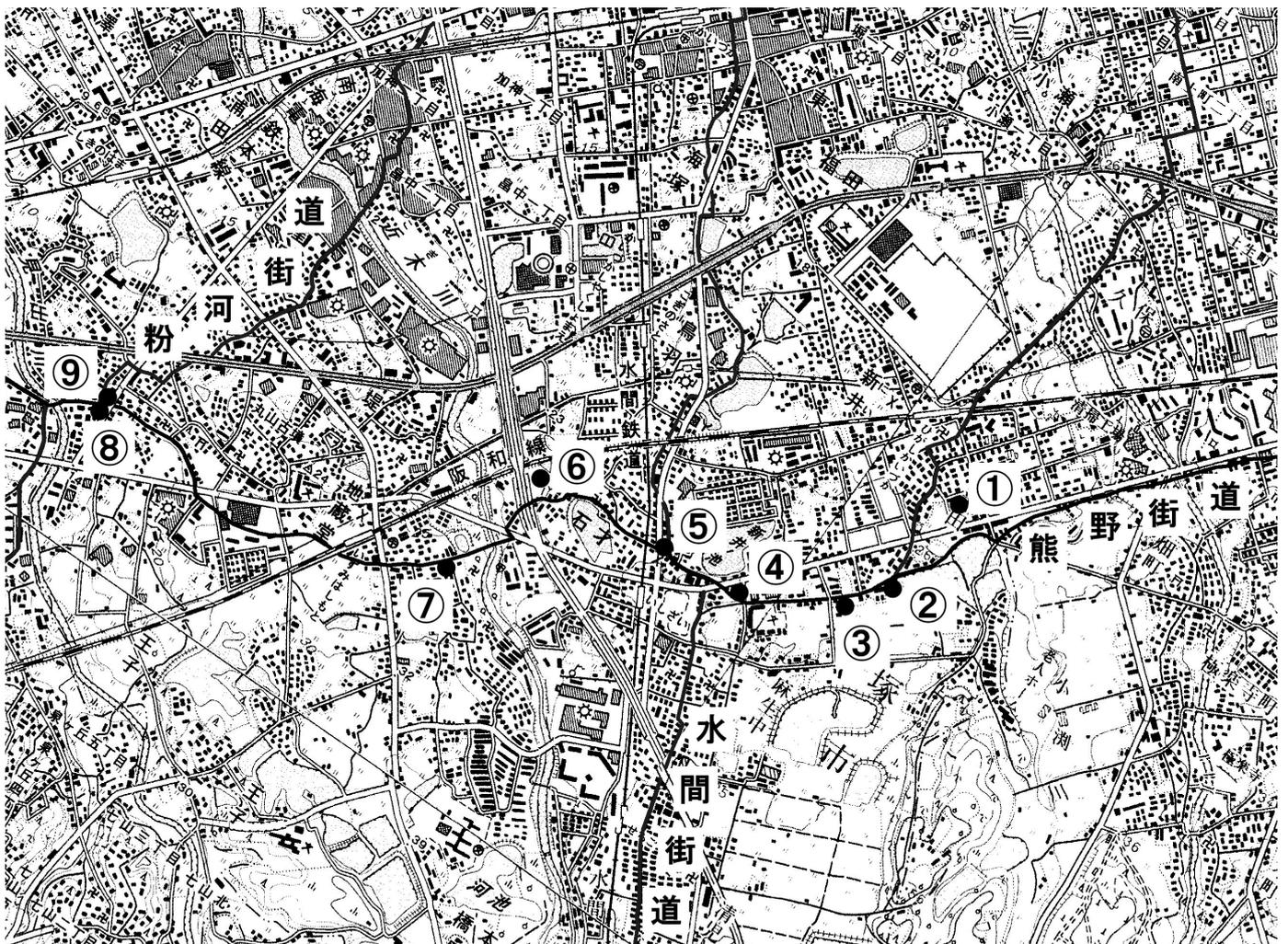
熊野街道は、都（みやこ）のあった京都から和歌山県の紀伊半島南東部にある熊野三山-熊野本宮（ほんぐう）大社、熊野速玉（はやたま）大社、熊野那智（なち）大社への参詣に利用された街道の総称です。泉州地方を通る熊野街道は「紀伊路」とよばれ、説教節（せっきょうぶし）や浄瑠璃（じょうり）などで有名な「小栗判官」（おぐりはんがん）の物語にちなみ小栗街道ともよばれました。

熊野三山への参詣は、平安時代末の院政期（11世紀～12世紀）におこなわれた上皇らの熊野御幸（ごこう：上皇らの外出のこと）以降、貴族や武士、庶民にまで広がりを見せ、室町時代から江戸時代にかけては「蟻の熊野詣」と形容されるほど盛んになりました。

紀伊路は、古くは渡辺の津や窪津とよばれた旧淀川（大川）左岸の八軒屋浜（大阪市中央区天満橋）を起点に南下し、泉州地方を縦断して府県境の雄ノ山峠を越えて和歌山県へ入ります。そして紀伊半島西岸の海岸沿いを進み、和歌山県田辺市からは山中を進む「中辺路」（なかへち）あるいは海岸沿いを進む「大辺路」（おおへち）を通して熊野三山へ向かいます。

貝塚市域では、一部途切れているところもありますが、JR阪和線、府道30号大阪和泉南線（通称13号線）にほぼ平行して、久保から半田、麻生中、石才、橋本、王子にかけて旧道が残っています。

今回のテンプスでは、熊野街道とその周辺にある道しるべを紹介します。熊野街道沿いの道しるべは、地藏菩薩などが彫られた石仏型に分類されるものが多いことが特徴です。



貝塚市域の熊野街道と街道沿いの道しるべ



### ①たゑま道道標（半田）

現在は街道から離れた半田町会館前に建つ道しるべです。もとは岸和田市本町を起点とする水間街道と熊野街道が合流する地点に建てられていたといわれています。正面に刻まれた「たゑま道」は當麻道（たいまみち）のことで、大阪と奈良を結ぶ竹内街道（たけのうちかいどう）の別称です。竹内街道は、現在の南海高野線堺東駅の南で熊野街道と交差し、そこから奈良県葛城市當麻に向かう街道です。

また側面には「円光大師廿五巡拝」（えんこうだいしにじゅうごじゅんぱい）、「大坂講」（おおさかこう）とあることから、円光大師（浄土宗の開祖である法然）二十五霊場の第九番霊場である當麻寺奥院（たいまであくのおのいん）への道筋を示す目的で、大坂講という講組織によって建てられたものとわかります。法然ゆかりの霊場巡りをする人びとにとって、熊野街道は竹内街道の延長としてとらえられていたようで、泉南方面や和歌山方面からの参詣者の道しるべとして建てられたものと思われる。

### ②小栗街道里程標（半田）

大阪府指定文化財（史跡）である熊野街道半田一里塚前の街道沿いに建つ道しるべです。正面には「堺市々ノ町（＝市之町）竹ノ内街道分岐」点より「五里」（＝約 19.6km）、側面には「大阪高麗橋元標」より「八里十四丁五十九間（けん）」（＝約 32km）、「泉南郡北中通村（＝現在の泉佐野市鶴原ほか）国道分岐」点より「壺里五丁卅（さんじゅう）八間」（＝約 4.5km）と、3か所からこの道しるべまでの距離が刻まれています。1904（明治 37）年 3 月に大阪府が建てたもので、もとは①の道しるべとともに水間街道との合流地点に建てられていましたが、昭和 50 年代に現在地に移されたといえます。



### ③熊野街道道標 1（麻生中）

街道沿いの小堂内にお地蔵さんとしてまつられている道しるべで、橋本道（熊野街道）、水間街道、それぞれの方向を示したものです。1844（天保 15）年 2 月に造られたもので、正面上部に弘法大師（空海）と思われる座像を浮き彫りし、その下部には「右 はし本道／左 みづま道」と刻まれています。「はし本道」は橋本道で、すなわち熊野街道のことを指します。弘法大師が彫られていることから、弘法大師をまつる清水大師というお堂のある橋本村（現在の貝塚市橋本）へ至る道という意味でこのような表現をしているのでしょう。清水大師は現在も橋本にあり、江戸時代から近代にかけては大師信仰の地として参詣者でにぎわったことが知られています。

#### ④熊野街道道標 2・3・4（麻生中）

道標 2・3・4 は、市立中央小学校西側の交差点の一角にまつられている道しるべです。いずれも熊野街道、水間街道、それぞれの方向を示したものです。道標 2 は石造の祠（ほこら）内にまつられているもので、正面に地蔵菩薩立像を浮き彫りし、その左右には「右 をくり」（=おぐり）、「左 みずま」と刻まれています。道標 3 は祠の脇にまつられているもので、下半分が失われていますが、正面に地蔵菩薩立像を浮き彫りし、その左右には「右 みづ」、「左 おぐ」と刻まれています。道標 4 は石造の祠で、屋根の正面に「右 おぐり」、「左 みずま」と刻まれています。



道標 2



道標 3



道標 4

#### ⑤熊野街道道標 5・6・7（石才）

道標 5・6 は、貝塚市西町を起点とする水間街道と熊野街道が合流する地点にある小堂内にまつられている道しるべです。いずれも貝塚（旧寺内町地域）、熊野街道、それぞれの方向を示したものです。道標 5 は、正面に地蔵菩薩立像を浮き彫りし、その左右には「右 かいつかみち」、「左 おくりみち」と刻まれています。基壇には「世話人」として建立者の名まえが刻されていますが、磨滅が激しく判読は困難です。道標 6 は、一部セメントで補修されていますが、地蔵立像を浮き彫りし、その左右には「右かいつかみち」、「左 おくりみち」と刻まれています。また、道標 7 は小堂の脇に建つ道しるべですが、上部が欠損しており、下部の「道」という文字部分のみが残っているものです。



道標 5



道標 6



道標 7



道標 8

#### ⑥熊野街道道標 8 (橋本)

市営橋本墓地の入り口（JR阪和線下の地下道に近い入り口）付近に建つ道しるべで、熊野街道、貝塚（旧寺内町地域）、それぞれの方向を示したものです。正面に地蔵菩薩立像を浮き彫りし、その左右には「右ハおぐりみち」、「左ハかいづかみち」と刻まれています。

#### ⑦熊野街道道標 9 (橋本)

熊野街道沿いの三差路の一角にある小堂内にまつられている道しるべで、熊野街道、清水大師、それぞれの方向を示したものです。正面に地蔵菩薩立像を浮き彫りし、その左右には「右 をくり」、「左 大し」と刻まれています。



道標 9

台座には「施主」として「岸／南町／今／太」という名まえが刻まれています。

#### ⑧熊野街道道標 10 (王子)

熊野街道とバス道が交わる王子バス停近

くの交差点の一角に建つ道しるべで、三ノ丞山（さんのじょうやま）、熊野街道、それぞれの方向を示したものです。正面上部に地蔵菩薩あるいは弘法大師（空海）と思われる立像を浮き彫りし、下部には「左口三の丞山／すぐをぐり」と刻まれています。三ノ丞山は現在の千石堀城址（せんごくぼりじょうし）が残る山の名まえで、江戸時代には、橋本の清水大師と同じく三ノ丞山大師という大師堂があり参詣者でにぎわいました。また、「すぐをぐり」の「すぐ」は近くではなく、まっすぐという意味で、まっすぐ進む道が熊野街道であることを示しています。



道標 10

#### ⑨熊野街道道標 11 (王子)

熊野街道と貝塚市脇浜を起点とする粉河街道が交差する三差路の一角に建つ道しるべで、熊野街道、貝塚（旧寺内町地域）、それぞれの方向を示したものです。この道しるべは、もとあったものを引き継いで新しく造られたもので、正面に地蔵菩薩立像を浮き彫りし、その左右には「右 右へうくりみち」、「左 かいづかみち」と刻まれています。「右へうくりみち」は「をうくりみち」（＝おぐりみち）の誤りで、「を」のくずし字を「右へ」と読み間違えて文字が刻まれています。



道標 11

以上が熊野街道とその周辺に残る道しるべです。現在、⑥・⑦以外は地域のお地蔵さんとしてまつられています。もとは江戸時代に街道の道しるべとして造られたものばかりです。刻まれた文字が示すように、当時の熊野街道は「小栗道」とよぶのが一般的だったようです。

# 古文書をひも解く

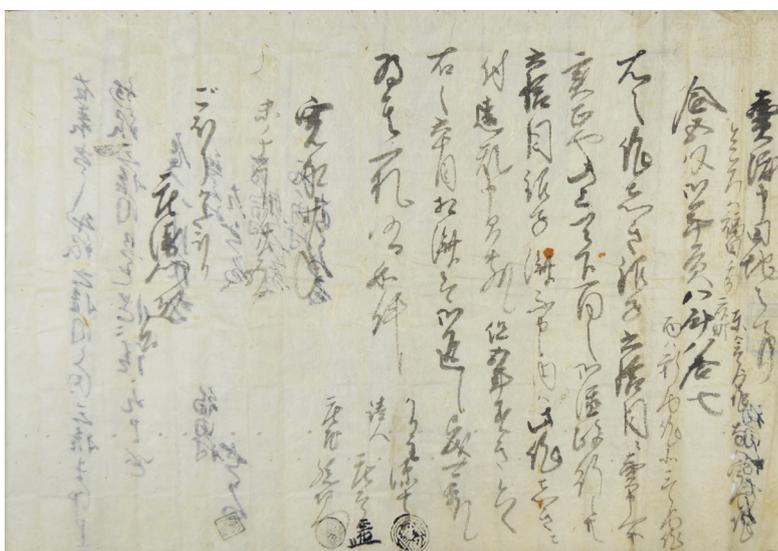
## ◆本当はできた、江戸時代の土地売買

江戸時代の土地売買は、歴史教科書によると寛永20（1643）年3月に幕府が出した田畑永代売買禁止令によって禁止された、とするのが通説です。とくに、前年に発生した寛永の大飢饉（かんえいのだいききん）をきっかけに、農民の没落を防ぐために出されたものと解釈されています。しかし、岸和田藩において寛永20年を境に田畑の売買はできなくなったのでしょうか。この点について、地元にある古文書から実態を解明していきます。

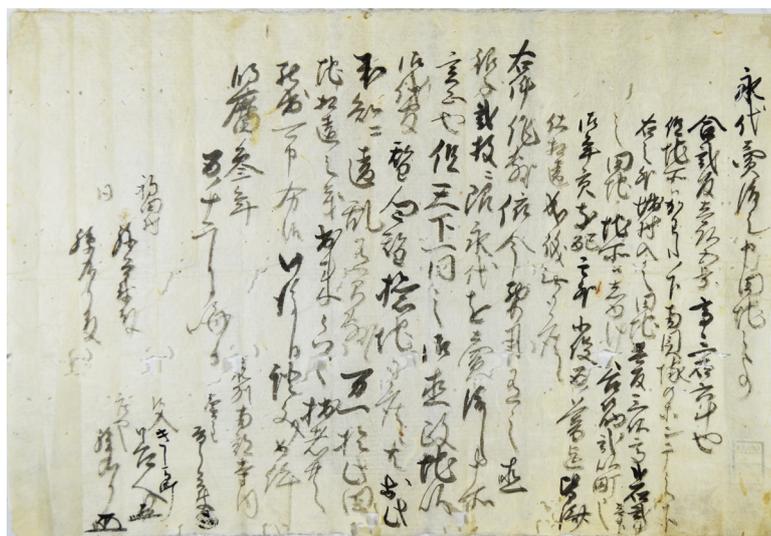
この田畑永代売買禁止令が出された年、寛永20年12月25日付け「売渡申田地之事（うりわたしもうすでんちのこと）」という表題が付いた証文を見てみましょう【史料1】。「うり主源十郎、請人庄太郎、庄屋孫左衛門」の三人から「ごほう（御坊＝貝塚寺内）かたほり（片堀）庄衛門殿」に宛てて出されたもので、福田村にある田んぼを代銀60匁（もんめ）で売り渡したという内容です。読み進めると、5年後以降に売り渡した代銀60匁で買い戻すことができるとあり、「永代（完全に相手のものになる）」という売買のあり方ではありません。

しかし、14年後の明暦3（1657）年12月晦日付けで、その名も「永代売渡シ申田地之事（えいたいうりわたしもうすでんちのこと）」という表題のある証文がのこされています【史料2】。こちらは、「泉州南郡寺内売主吉郎兵衛、口入きしみ町善べ（善兵衛）、庄屋孫九郎」の三人から「福田村弥兵衛殿、同孫九郎殿」に宛てて出されたもので、福田村・堀村にかけてある複数の田んぼを銀2枚（1枚43匁×2）で売り渡したという内容です。

その後の史料にも田畑の売買は出てきていることから、岸和田藩では土地売買は禁止されず、江戸時代を通してさかんにおこなわれていたと考えられます。こうして地域の古文書の分析が進むことによって、歴史教科書の内容が今後かわるかもしれません。



史料1 売渡申田地之事 (福原家文書)



史料2 永代売渡シ申田地之事 (福原家文書)

# 古文書講座 - 市内にのこる身近な古文書 -

## ◆「江戸時代の土地売買と請け戻し」

平成 27 年 10 月 21 日から 11 月 25 日にかけて各水曜日の 5 回にわたり、「江戸時代の土地売買と請け戻し」と題して古文書講座を開催しました。

今回は、農業と密接な関係があった江戸時代の土地売買で、慣習として続いていた請け戻しというしくみについて、土地売買にまつわる古文書から分析を進めました。



古文書講座の様子

「請け戻し」とは、土地を質入れしその後質流れした場合や、土地を売買した場合でも、受け取った代銀とその利子を支払えば、元の持ち主が土地を取り戻せるしくみのことで、江戸時代には広くおこなわれていました。今回の講座では、凶作などがあって年貢が納められない時や、肥料として用いられた干鰯（ほしか）の代銀が払えないことを理由に、土地の質入れや売買がおこなわれていることがわかりました。また、土地の転売が進むと、領主として土地の持ち主が把握できなくなり、年貢が集められない事態（迷い米）に陥ることも明らかになりました。受講者の方のアンケートでは、「江戸時代は土地の売買ができないと教科書で学んだが、今回の講座でそうでないことを知った。それに借り主が期日までに利息と売り渡し銀を返済すれば、土地の所有権が戻ることもあったと知った」「迷い米はおもしろかった。売られ売られて持ち主不明。年貢がからんでいるだけに領主も困ったことでしょう」といった感想が寄せられています。

このように、当時の人びとの暮らしに焦点をあてた内容で古文書講座をおこなっています。興味のある方は、奮ってご参加ください。

## 古文書講座 49（通算 232 回～ 236 回）開催のお知らせ

テ — マ：江戸時代の農作物と肥料

日 時：第 1 回 平成 28 年 2 月 17 日、第 2 回 2 月 24 日、第 3 回 3 月 9 日  
第 4 回 3 月 16 日、第 5 回 3 月 23 日  
いずれも水曜日午後 1 時 30 分～ 4 時

会 場：貝塚市民図書館 2 階視聴覚室

資 料 代：100 円

申 込：住所、氏名、電話番号を明記の上、はがき・Eメール・FAX、電話いずれかで、下記まで事前にお申込みください。

連 絡 先 〒 597-8585 貝塚市畠中 1 丁目 12 - 1（貝塚市民図書館 2 階）貝塚市郷土資料室  
TEL 072 (433) 7205 / FAX 072 (433) 7107

E mail shiryoushitsu@city.kaizuka.lg.jp

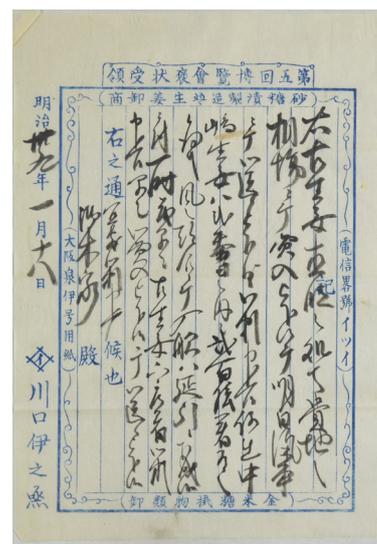
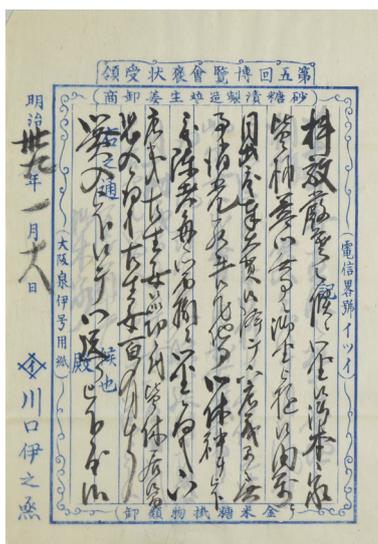
# 市内の古文書調査から

## ◆川口家文書（沢）

平成 26 年 11 月より依頼を受けて古文書調査に着手しました。全体で 133 点の古文書のうち近世史料が 4 割・近現代史料が 6 割を占めています。代々伊右衛門を名乗る当家では、土地売買をめぐる証文が数多くのこされ、江戸時代後期に土地集積を進めていった様子が明らかになっています。また、戸長役場（こちょうやくば）時代、明治 15(1882) 年頃の沢村出納方に関する史料が確認されていることから、当時出納方として村の重職にあったことがわかります。家業である農業では生姜栽培にたずさわっていたことが確認できます。そのほか日露戦争中に出征した沢在住の知人が戦地から送ってきた手紙が数通のこされています。これらの中から、特に沢地区で活発だった生姜栽培について紹介します。

ここ数年の間に沢地区の古文書調査が進むなか、生姜栽培が泉南地域で江戸時代後期から活発におこなわれ、その中でも沢地区は群を抜く 13 町歩余（約 13 ヘクタール、甲子園球場 3.4 個分に相当）の広い作付面積を持っていた（慶応元（1865）年調べ）ことが明らかになりました。水はけのよい沢地区の土地が生姜栽培に適しており、岸和田藩では生姜の高い商品価値に目をつけ、生姜作取締方（しょうがづくりとりしまりかた）と呼ばれる役人を置き、冥加銀（みょうがぎん）という税をかけて一元的に管理していたこともわかってきました。

川口家文書からは、その後の明治時代のようなすが伝わってきます。明治 20 年代から 40 年頃にかけて（1887 年～ 1907 年頃）、大阪で「砂糖漬製造」「生姜卸商」「金米糖（こんぺいとう）掛物類卸」を営む一族の川口伊之烝氏が生姜販売を手広くおこなうなか、沢地区から大阪へ生姜を送るよう催促する手紙が多数のこされており、当時さかんだった南海鉄道の貨物輸送とともに、活発な生姜取引のようすが伝わってきます。



川口伊之烝氏から本家に宛てて出された手紙（明治 39 年 1 月 18 日付）

古生姜が品切れになったため、100 貫目（約 373.6kg）程を地元で購入し、明日の汽車で大阪へ送ってほしいと依頼する内容。

### かいづか文化財だよりテンプレート 57 号

平成 28 年 2 月 1 日発行

貝塚市教育委員会

〒 597-8585 貝塚市畠中 1 丁目 17 - 1

Tel (072) 433-7126 Fax (072) 433-7107

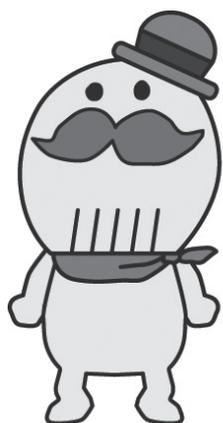
Email: shakaikyoiku@city.kaizuka.lg.jp

印刷：(株)帯谷印刷所

※テンプレートとはラテン語で「時」を意味します。

年 3 回発行：各 1,000 部

印刷単価： 41.58 円



貝塚市イメージ  
キャラクター

**つげさん**

貝塚市特産品「つげ蒞」をモチーフとしたデザイン。  
イベントごとが大好き。  
普段はのんびり、でも祭りには萌えます。

